令和6年度の山形市人事行政の運営等の状況の公表について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び山形市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年市条例第2号)の規定に基づき、市政運営の透明度及び公平性を高めるため、市職員の任免・給与等、令和6年度の人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。なお、他の年度の状況についても一部掲載しています。

令和7年11月14日

山形市長 佐藤孝弘

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数

※各年度4月1日現在 (人)

('/ HPI J											かは十尺十八十口が圧 (70)
部門	9	ŕ	和7年	職員		和6年		対前	前年増減	数	増減の主な理由(正職員)
	,	正職員	再任用	会計年度	正職員		会計年度	正職員	再任用	会計年度	
	議会	17	0	0	17	0	0	0	0	0	
	総務	267	7	0	264	7	0	3	0	0	国勢調査業務の増、新駅及び中間駅検討業務の増
	税務	103	3	0	105	3	0	△ 2	0	0	育児休業取得に伴う一時増員の減
	民生	283	8	70	282	5	62	1	3	8	市立保育所整備業務の増
一般行政	衛生	170	3	0	169	3	0	1	0	0	新広域斎場整備業務の増
部門	労働	4	0	0	4	0	0	0	0	0	
	農水	64	0	0	66	0	0	△ 2	0	0	農業集落排水事業の地方公営企業適用に係る業務の減
	商工	48	1	0	46	0	0	2	1	0	日本一の観光案内所整備基本計画策定業務の増
	土木	197	2	0	198	3	0	△ 1	△ 1	0	雨水管きょ整備対応業務の減
	小計	1, 153	24	70	1,151	21	62	2	3	8	
#±ロリタニエケ	教育	242	28	0	245	30	0	△ 3	△ 2	0	東北六県教育委員会連合会事務局業務の減
特別行政 部門	消防	281	5	0	274	6	0	7	Δ1	0	消防職員定員適正化計画に基づく新規採用職員の増
HM 3	小計	523	33	0	519	36	0	4	△ 3	0	
	病院	622	12	62	618	8	63	4	4	Δ1	欠員補充による増
八峃人兴华	水道	121	6	0	123	3	0	△ 2	3	0	欠員による減
公営企業等 会計部門	下水道	41	1	0	41	1	0	0	0	0	
프미메 J	その他	71	0	0	71	0	0	0	0	0	
	小計	855	19	62	853	12	63	2	7	Δ1	
合	計	2,531	76	132	2,523	69	125	8	7	7	
											-

- 注1:職員数は一般職に属する職員数。地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員(フルタイム)を含める。
 - 2:公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・卸売市場の各事業会計に属する職員の合計。

(2) 採用者数の状況 (人)

唑		令和6年	度			令和5年	度		+供公式
職種区分	競争試験 による採用	選考 による採用	再任用 による採用	小計	競争試験 による採用	選考 による採用	再任用 による採用	小計	増減
行政	19	0	1	20	61	0	7	68	△ 48
土木	6	0	0	6	11	0	2	13	△ 7
電気	2	0	0	2	0	0	0	0	2
建築	1	0	0	1	0	0	0	0	1
林業	1	0	0	1	1	0	0	1	0
保健師	0	0	0	0	10	0	0	10	△ 10
保育士	0	0	0	0	2	0	0	2	△ 2
管理栄養士	1	0	0	1	1	0	0	1	0
獣医師	0	3	0	3	0	0	0	0	3
社会福祉士	0	0	0	0	4	0	0	4	△ 4
医師	0	27	0	27	0	25	0	25	2
看護師	9	0	2	11	19	0	2	21	△ 10
薬剤師	2	1	0	3	2	0	0	2	1
臨床検査技師	0	0	0	0	1	0	1	2	△ 2
臨床工学技士	2	0	0	2	1	0	0	1	1
作業療法士	0	0	0	0	1	0	0	1	△ 1
言語聴覚士	0	0	0	0	1	0	0	1	△ 1
指導主事	0	5	0	5	0	8	0	8	△ 3
教員	0	6	0	6	0	4	3	7	Δ 1
消防士	15	0	0	15	14	0	1	15	0
技能労務職	1	0	4	5	2	0	6	8	Δ 3
合計	59	42	7	108	131	37	22	190	△ 82

注:「再任用による採用」⇒ 定年退職等で退職した職員を再び採用すること。

・会計年度任用職員(フルタイム)

(人)

職種区分	令和6年度	令和5年度	増減
一般事務	3	17	△ 14
保育士	61	61	0
看護師	10	5	5
准看護師	0	0	0
診療放射線技師	0	1	Δ1
臨床検査技師	0	1	Δ1
臨床工学技士	0	0	0
理学療法士	0	0	0
言語聴覚士	1	0	1
作業療法士	0	0	0
管理栄養士	0	0	0
社会福祉士	1	3	Δ 2
視能訓練士	0	0	0
歯科衛生士	2	4	Δ 2
診療情報管理士	1	0	1
医師	1	0	1
合計	80	92	△ 12

(3) 退職者数の状況 (人)

咖啡豆八			令和6	6年度					令和:	5年度			144.744
職種区分	定年	勧奨	普通	死亡	懲戒	小計	定年	勧奨	普通	死亡	懲戒	小計	増減
行政	12	5	16	0	0	33	0	8	19	0	0	27	6
土木	1	0	7	0	0	8	0	0	3	0	0	3	5
農業土木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
建築	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
化学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
林業	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
保健師	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
保育士	0	1	1	0	0	2	0	0	1	0	0	1	1
栄養士	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	Δ1
管理栄養士	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
精神保健福祉士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医師	1	0	17	0	0	18	1	0	20	0	0	21	Δ 3
獣医師	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
看護師	3	7	15	0	0	25	0	3	12	0	0	15	10
薬剤師	0	0	2	0	0	2	0	1	1	0	0	2	0
診療放射線技師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床検査技師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床工学技士	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	Δ 2
理学療法士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指導主事	0	0	7	0	0	7	0	0	6	0	0	6	1
教員	1	0	5	0	0	6	0	1	4	0	0	5	1
消防士	2	2	4	0	0	8	0	0	4	0	1	5	3
技能労務職	7	0	0	0	0	7	0	1	2	0	0	3	4
合計	28	17	79	0	0	124	1	15	76	0	1	93	31

注1:「定年」⇒ 令和5年度、令和6年度の職員の定年は(医師・歯科医師は65歳)

2:「勧奨」⇒ 早期退職募集制度の適用を受け、定年前に退職すること。

3:「普通」⇒ 自己都合による退職などのこと。

4:「懲戒」⇒ 懲戒処分としての免職のこと。 5:指導主事・教員については、転入・転出を含む。

※各年度4月1日現在 (人)

(4) 再任用職員数の状況

唑 括		令和6年度			令和5年度		増減
職種区分	フルタイム	短時間	小計	フルタイム	短時間	小計	追 減
行政	0	15	15	0	20	20	△ 5
土木	0	4	4	0	4	4	0
電気	0	1	1	0	1	1	0
建築	0	1	1	0	2	2	Δ 1
機械	0	0	0	0	0	0	0
保育士	0	0	0	0	0	0	0
看護師	0	5	5	0	8	8	Δ 3
准看護師	0	0	0	0	0	0	0
臨床工学技士	0	0	0	0	0	0	0
臨床検査技師	0	2	2	0	3	3	Δ 1
診療放射線技 師	0	1	1	0	1	1	0
消防	0	4	4	0	4	4	0
技能労務職	0	32	32	0	37	37	△ 5
教員	4	0	4	4	0	4	0
合計	4	65	69	4	80	84	△ 15

注1:「再任用職員」⇒ 定年退職等で退職後、再び採用された職員のこと。任期を更新した職員を含む。

2:「フルタイム」⇒ 一般の職員と同様、1週当たり38時間45分勤務すること。

3:「短時間」 ⇒ 一般の職員より短い、1週当たり15時間30分~31時間勤務すること。

試験区分	受験	者数(A)	一次	火合格 和	皆数	二次	で受験者	皆数	最終	冬合格 者 (B)	数	補	欠合格	者	倍率
武海央区"刀"	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	(A/B)
上級行政	45	40	85	13	17	30	12	17	29	7	13	20	0	0	0	4.3
上級行政 (障がい者対象)	3	0	3	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	ı
上級行政 (社会人経験者)	30	13	43	6	4	10	6	4	10	3	3	6	2	1	3	7.2
上級行政 (特別選考)	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1.0
上級土木	3	1	4	3	1	4	3	1	4	3	1	4	0	0	0	1.0
上級土木 (再募集)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
上級土木 (社会人経験者)	3	0	3	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	1.5
上級土木 (社会人経験者)(再募集)	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
上級土木 (社会人経験者)(再々募集)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
上級建築	2	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	-
上級建築 (再募集)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ı
上級建築 (社会人経験者)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ı
上級建築 (社会人経験者)(再募集)	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1.0
上級電気	2	0	2	2	0	2	2	0	2	1	0	1	0	0	0	2.0
上級機械	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ı
上級林業	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	1.0
獣医師 (免許保有者)通年	2	1	3	2	1	3	0	0	0	2	1	3	0	0	0	1.0
獣医師 (免許取得見込者)通年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ı
獣医師 (任期付)通年	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
初級行政	18	29	47	10	8	18	9	7	16	3	6	9	3	1	4	5.2
初級行政 (障がい者対象)	2	2	4	1	1	2	1	1	2	0	1	1	0	0	0	4.0
初級土木	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1.0
初級土木 (再募集)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
初級建築	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
保育士	1	12	13	1	5	6	1	4	5	0	2	2	0	2	2	6.5
管理栄養士	2	8	10	1	3	4	1	2	3	0	1	1	1	0	1	10.0
技能労務職	12	1	13	3	1	4	3	1	4	2	1	3	0	0	0	4.3
薬剤師 (病院業務)	2	4	6	2	4	6	2	4	6	1	1	2	1	2	3	3.0
看護師	4	17	21	4	16	20	4	16	20	2	15	17	0	0	0	1.2
看護師 (再募集)	0	2	2	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1.0
看護師 (再々募集)	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
臨床検査技師	3	2	5	3	1	4	3	1	4	2	0	2	0	1	1	2.5
臨床工学技士	1	2	3	1	2	3	1	2	3	0	1	1	1	0	1	3.0
消防士 (大学卒業程度)	13	1	14	8	1	9	7	1	8	6	1	7	0	0	0	2.0
消防士 (高校卒業程度)	35	0	35	22	0	22	22	0	22	8	0	8	6	0	6	4.4
合計	193	136	329	90	68	158	81	62	143	45	50	95	14	7	21	3.5

2 職員の人事評価の状況

人事評価は、職員が発揮した能力や業績等を的確に評価し、職員の能力向上及び意識改革を図り、組織目標の達成及び職場内コミュニケーションの活性化を目的として、平成28年4月1日より一般職の全職員を対象に能力評価と業績評価を実施しています。

能力評価とは、職位に応じて求められる能力等について、職員として期待し求められる具体的な行動例を基準として設定し、その度合いを評価するものです。

業績評価とは、組織として要求される目標を基に、職員各自が業績目標を設定し、どの程度達成したかの評価をするものです。

評価結果は、任用、給与その他の人事管理の基礎として活用しています。

人事評価の方法	人事評価の期間				
能力評価		令和5年10月1日から令和6年9月30日まで			
業績評価	前期	令和6年 4月1日から令和6年9月30日まで			
未限計Ш	後期	令和6年10月1日から令和7年3月31日まで			

3 職員の給与の状況

市職員の給与は、国家公務員の給与を基本として、市議会の議決を経て条例で定めています。

(1) 人件費の状況

(令和6年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	令和4年度の人件費率
234, 609人	111, 197, 489千円	2, 149, 809千円	17, 246, 475千円	15.5%	14. 4%

注:住民基本台帳人口は、令和7年3月31日現在。

(2) 特別職の給与の状況

区	分	月 額
給 料	市長	1,066,000円
不口 个十	副市長	843,000円
	議長	740,000円
報酬	副議長	690,000円
	議員	640,000円

注:期末手当の年間支給月数は、令和6年4月1日現在

市長、副市長は3.250月(6月期:1.60月、12月期:1.65月)

議長、副議長、議員は3.40月(6月期:1.675月、12月期:1.725月)

(3) 職員の初任給及び経験年数別平均給料月額

(令和6年4月1日現在)(円)

<u>ν</u> Λ	区分		山形市						
区 77°		初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	初任給			
一般行政職	大学卒	199, 100	271, 432	289, 255	361, 277	一般職	196, 200		
77又1」此又明以	高校卒	168, 300	244, 117	%271, 550	298, 800	一般職	166, 600		
技能労務職	高校卒	166, 200			※ 294 , 250				
薬剤師(保健所業 務)	大学6卒	225, 700							
獣医師	大学6卒	232, 100							

注1:経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数

2:※は、当該階層の職員数が3人以下のため近似階層の職員を含めた平均給料月額

(4) 職員給与費の状況

(令和6年度普通会計決算)

職員数		給 与	費		(参考) 職員一人当たりの
(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	人件費(B/A)
1,682人	6, 635, 013千円	1,654,379千円	2, 760, 046千円	11,049,438千円	6,569千円

- 注1:職員手当には退職手当を含まない
 - 2:職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員は含まれていない。
 - 3:給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、 会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(5) 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢

(令和6年4月1日現在)

区	分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
国	行政 (一)	323,823円	450, 378円	42.1歳
山形県	一般行政職	331,100円	357, 100円	43.7歳
山形市	一般行政職	320,770円	349, 708円	40.8歳

注:平均給与は、国の積算方法に倣った「国ベース」で算出

(6) 昇給の状況

	一般行政職	
	職員数(A)	972人
令和6年度	昇給した職員数(B)	829人
	比率 (B/A)	85.3%
	職員数(A)	975人
令和5年度	昇給した職員数(B)	852人
	比率 (B/A)	87.4%

(7) 職員の退職手当の状況

(令和6年4月1日現在)

区分		山形市		国	
		自己都合	勧奨·定年	自己都合	勧奨·定年
	勤続20年	19.6695月分	24. 586875月分	19.6695月分	24. 586875月分
支	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
給率	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (50歳以上の職員は、1年につき2%加 算)		定年前早期沿 (45歳以上の職員 (59歳は2	は、1年につき3%
	退職時の				
	特別昇給				
	一人当たりの 平均支給額	13, 48	8千円		

注:一人当たりの平均支給額は、令和6年度の実績(会計年度任用職員を除く)。

(8) 特殊勤務手当の状況

(各年度普通会計決算)

	令和6年度	令和5年度
職員一人当たりの支給年額	16,816円	16,172円
手当の種類	18種類	16種類
手当が支給された職員の割合	23. 1%	21.7%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
動産等差押手当	左記の業務の従事者	市税等の滞納処分のうち、財産の差 押業務等	日額400円
行旅死亡人 取扱手当	左記の業務の従事者	行旅死亡人の取扱業務	1件4,000円
社会福祉業務手当	社会福祉法第15条の 規定による指導監督 等を行う職員	極めて処遇困難な対象者宅を訪問しての指導監督業務等	日額500円
防疫手当	防疫に従事する職員	感染症の疑いのある者の救護業務又 は感染症の病原体に汚染された物件 の処理業務	日額290円
ごみ及びし尿直接 接触処理業務手当	左記の業務の従事者	① ごみ及びし尿への直接身体的接触を伴う業務② 家畜の畜舎内における牛又は豚の伝染病の予防接種の補助業務	日額400円
特殊自動車運転手当	左記の業務の従事者	道路交通法施行規則第2条の表に掲げる大型特殊自動車及び小型特殊自動車(道路整備用特殊自動車等)の 運転業務	日額260円

消防夜間特殊業務 手当	交代制勤務を正規の 勤務とする消防職員	深夜の通信及び受付業務	1勤務400~600円
高所作業手当	左記業務の従事者	地上又は水面10m以上の高所での 消防活動又は保守営繕等の業務	日額又は1勤務 200~300円
機関員手当	機関員に指定された 消防職員	消防ポンプ自動車の機関操作業務	1勤務200円
夜間除雪作業手当	左記業務の従事者	深夜に行われる道路の除雪業務	1勤務1,500円
夜間守衛業務手当	守衛業務に従事する 職員	正規の勤務時間としての深夜勤務	1勤務600円
消防感染危険手当	消防職員で左記の 業務に従事した職員	救急、火災防御及び救助のため出勤 し、当該業務に従事した際の死体、 出血者及び感染症感染者の措置業務	1勤務200円
公衆衛生医師手当	公衆衛生業務に従事 する医師	公衆衛生業務	月額215,000円 を超えない範囲内で規 則で定める額
野犬捕獲作業等手当	左記の業務の従事者	狂犬病予防法の規定に基づき野犬を 捕獲し、又は処分する業務	日額360円
精神福祉業務手当	左記の業務の従事者	精神保健及び精神障害福祉に関する 法律の規定に基づき行う調査、精神 保健指定医の診察の立ち会い、相談 及び指導業務等	日額290円
環境保全業務手当	左記の業務の従事者	①工場等の立入検査に伴う有害物質等の調査業務 ②公共用水域の水質保全のために行う汚泥等の採取業務 ③廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく廃棄物が放置されている場所の調査・現状回復等業務 ④維持管理が不適正な浄化槽を検査する業務	日額230円
救急救命士手当	救急救命士の資格を 有する消防職員で、 救急のため出動し、 かつ、左記の行為を 伴う救急業務に従事 した職員	①救急救命士法施行規則第21条に 規定する救急救命処置 ②エピネフリン製剤によるエピネフ リンの投与(①に該当するものを除 く。) ③血糖測定器を用いて行う血糖の測 定	出動1回につき510 円
災害応急作 業等手 当	左記の業務の従事者	①異常な自然現象により重大な災害 が発生した場合等に行う避難所等の 運営に関する作業、り災証明に係る	日額710~2,16 0円

家屋調査に関する作業、避難所等に おける避難者の健康管理に関する作 業 ②異常な自然現象により重大な災害 が発生した河川の堤防等の現場で行 う巡回監視 ③②の現場における重大な災害の発 生した箇所等で行う応急作業又は応 急作業のための災害状況の調査 ④噴火により重大な災害が発生した 場合等に、居住者等が避難のための 立退きを指示された地域等において 行う災害状況の調査、巡回監視、工 事の監督、測量、測量の監督等の作 ⑤緊急消防援助隊として出動して行 う消防の応援等、山形県広域消防相 互応援協定に基づき出動して行う消 防活動

(9) 時間外勤務手当

(各年度普通会計決算)

	令和6年度	令和5年度
職員一人当たりの支給年額	478, 404円	484, 748円

(10) ラスパイレス指数(行政職給料表適用職員を対象)

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
100. 0	100.3	100.7	100.8	100.8

(11) 通勤手当及び期末・勤勉手当

(令和6年4月1日現在)

		山形市			国	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	交通機関利用の 場合	限度額	頁月額 55,000円	交通機関利用の 場合	限度額	頁月額 55,000円
通勤手当	自動車等の場合	通勤距離に応し	ンご	自動車等の場合	通勤距離に応り	じて
	日到早寺の場口	月額(6,000~24,500円	日到早守り場口	月額 2	,000~31,6000円
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	MZ	1.225月分	1.00月分	6月	1.225月分	1.025月分
#ロ ナ エル		(0.6875月分)	(0.4875月分)		(0.6875月分)	(0.4875月分)
期末手当動勉手当		1.275月分	1.10月分	12月	1.275月分	1.075月分
7,01	12月	(0.7125月分)	(0.5125月分)	12/3	(0.7125月分)	(0.5125月分)
	스 뒤	2.50月分	2.10月分	Δ = 1	2.50月分	2.10月分
	合 計	(1.40月分)	(1.00月分)	合 計	(1.40月分)	(1.00月分)

注1:期末手当、勤勉手当の()内の数字は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合

(12) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

	山形市	国
東京都特別区に	給料、管理職手当及び扶養手当の月額の	俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の
在勤する職員	合計額の100分の20	月額の合計額の100分の20
医体	給料、管理職手当及び扶養手当の月額の	俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の
医師	合計額の100分の16	月額の合計額の100分の16

注:国の俸給は山形市の給料に、俸給の特別調整額は管理職手当に相当する。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、各種休暇等の勤務条件については、市条例・規則において定められています。

(1) 勤務時間(週38時間45分勤務の一般的なもの)

(令和6年4月1日現在)

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	正午~午後1時	7時間45分

(2) 各種休暇の概要

○年次有給休暇 ・・・ 1年につき20日以内の付与(未取得日数分は20日を上限に、翌年に限り繰越し

可能)

○病気休暇 ・・・ 職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得な

いと認められる場合における休暇

	承認基準	取得可能期間
	公務上又は通勤時の負傷又は疾病	必要と認められる期間
病気休暇	結核性疾患	1年6月以内で必要と認められる期間
韻	悪性新生物による疾病等任命権者が特に必要と認める疾病	180日以内で必要と認められる期間
有給	上記以外の負傷又は疾病	90日以内で必要と認められる期間
(1)	病気休暇・休職からの復職後も通常勤務が困難な場合	60日以内で必要と認められる期間中 1日につき必要と認められる時間

○特別休暇 ・・・ 結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として認められる休暇

・正職員及び再仟用短時間勤務職員

	承認基準	取得可能期間			
	公民権の行使	必要と認められる期間			
杜士	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間			
特 別 休 暇	骨髄移植のためのドナー登録・検査・提供	必要と認められる期間			
	ボランティア活動	1年で5日以内			
(有給)	結婚	連続する7日以内の期間			
	女性職員の出産	産前8週以内、産後8週(多胎の場合は 産前14週以内、産後14週)			
	生後1歳6か月に達しない子の育児	1日90分以内(2回に分割可)			

	子の看護等	1年で5日以内
-] 0/自成寸	(子が2名以上の場合は10日)
	乳幼児の法定健康診査及び法定予防接種	必要と認められる時間
	要介護者・親族の介護	要介護者・親族は1年で5日以内
-	(短期介護休暇)	(要介護者が2名以上の場合は10日)
	女性職員の生理	必要と認められる期間
	妊産婦法定健診	必要と認められる時間
	妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤又は退勤時につき1日を通じて1時 間以内
	妊娠職員の母体・胎児保護のための休息及び補食	必要と認められる時間
	妻の出産	2日以内
	妻の出産に当たっての、その出産に係る子又は小学校就学前 の子の養育	産前6週以内、産後1年以内の期間で5 日以内
	出生サポート	1年で5日以内 (不妊治療に係る通院等が体外受精又は 顕微授精に係るものである場合は10 日)
	忌引	続柄等に応じ、連続する1~10日以内 の期間
	追悼行事	1日以内の期間
	夏季休暇	6~9月の間に6日以内の期間
	リフレッシュ休暇	3日以内の期間
	感染症発生による交通遮断及び入院	必要と認められる期間
	住居の滅失又は損壊(のおそれ)	15日(おそれがある場合は3日)以内の 期間
	災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間
	通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる期間

・会計年度任用職員(フルタイム)

	承認基準	取得可能期間	
	公民権の行使	必要と認められる期間	
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間	
	結婚	連続する5日以内の期間	
	妊産婦法定健診	必要と認められる期間	
	妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤又は退勤時につき1日を通じて1時 間以内	
	妊娠職員の母体・胎児保護のための休息及び補食	必要と認められる期間	
	忌引	続柄等に応じ、連続する1~7日以内の 期間	
特別休暇	夏季休暇	7~9月の間に3日以内の期間	
	感染症発生による交通遮断	必要と認められる時間	
(有給	住居の滅失又は損壊	7日以内の期間	
	災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間	
	通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる時間	
	女性職員の出産	産前6週以内、産後8週(多胎の場合は 産前14週以内)	
	妻の出産	2日以内	
	妻の出産に当たっての、その出産に係る子又は小学校就学前 の子の養育	産前6週以内、産後1年以内の期間で5日以内	
	出生サポート	1年で5日以内 (不妊治療に係る通院等が体外受精又は 顕微授精に係るものである場合は10 日)	
	骨髄移植のためのドナー登録・検査・提供	必要と認められる時間	
	生後1年に達しない子の育児	1日2回それぞれ30分以内の期間	
特別	子の看護等	1年度で5日以内 (子が2名以上の場合は10日)	
特別休暇	要介護者の介護	1年度で5日以内 (要介護者が2名以上の場合は10日)	
(無給)	女性職員の生理	必要と認められる期間	
刑	妊産婦の疾病	必要と認められる期間	
	公務上の負傷又は疾病	必要と認められる期間	
	負傷又は疾病	1年度で10日以内	

○介護休暇 ・・・ 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

承認基準		取得可能期間
介護休暇(無給)	家族の介護	通算6月以内の期間(3分割まで可) ※会計年度任用職員(フルタイム)は93日以内
介護時間(無給)	家族の介護	連続する3年以内の期間

5 休業の状況

休業とは、比較的長期にわたり、連続して勤務時間の全部または一部を勤務しないことができる制度です。 ・正規職員及び再任用短時間勤務職員

区分	令和6年度中に新 たに育児休業取得 可能となった職員	育児休業取 得者数 (※)	前年度から の育児休業 取得者数	部分休業取 得者数	育児短時間 勤務取得者 数	配偶者同行休業者数
男性	46人	33人	7人	3人	0人	0人
女性	39 人	39 人	71 人	12人	0人	0人
合計	85 人	72 人	78 人	15 人	0人	0人

(注) 育児 休業:子が3歳に達するまで休業できる制度

部 分 休 業:子が小学校就学の始期に達するまでの間、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが できる制度

育児短時間勤務:子が小学校就学の始期に達するまでの間、短時間の勤務をすることができる制度 配偶者同行休業:外国に滞在する配偶者と生活を共にするため休業することができる制度

(※) 令和6年度中に取得可能となり、取得した者のほか、前年度以前に取得可能となり令和6年度から新たに 取得した者を含む。

・会計年度任用職員(フルタイム) (令和6年度)

区分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性	0人	0人
女性	6人	0人
合計	6人	0人

(注) 育児休業:子が1歳に達するまで休業できる制度

部分休業:子が3歳に達するまでの間、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度

6 職員の分限及び懲戒の処分の状況

(1) 分限処分者数

「分限処分」は、公務能率確保の観点から、本人の意に反し、本人の身分を不利益に変動させる処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由に対応した処分のみ行います。

	事由		令和(6年度		令和5年度			
		降給	降任	休職	免職	降給	降任	休職	免職
	心身の故障	0人	0人	25 人	0人	0人	0人	11人	0人

注1:「降給」⇒ 現在の給料の額よりも低い額に下げる処分

2:「降任」⇒ 現在の職位よりも下位の職位に下げる処分

3:「休職」⇒ 一定期間職務に従事させない処分(一部給料の支給あり)

4:「免職」⇒ 山形市職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給あり)

(2) 懲戒処分者数

「懲戒処分」は、職員の一定の義務違反に対し、職員の道義的責任を問うことにより公務の規律と秩序を維持することを目的とする制裁的な処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由においてのみ処分を行います。

主たる事由		令和(5年度		令和5年度			
土/ごの事田	戒告	減給	停職	免職	戒告	減給	停職	免職
法令違反	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人	0人
職務上の義務違反又は職務怠慢	0人	0人	0人	0人	7人	0人	0人	0人
非行行為	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	1人

注1:「戒告」⇒ 職員の義務違反の責任を確認するとともに、矯正を求め将来を戒める処分

2:「減給」⇒ 一定期間、現在の給料の額から一定割合を減額する処分 100

3:「停職」⇒ 一定期間職務に従事させない処分(給料の支給なし)

4:「免職」⇒ 山形市職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給なし)

7 職員の服務の状況

(1) 営利企業等への従事許可と従事報告

地方公務員法の規定により、一般職の職員(パートタイム会計年度任用職員を除く。)は、任命権者の許可を 受けなければ、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと、及び報酬を得て事業に従事することが できません。これは、職員の職務専念義務が損なわれることを未然に防止するため、また、職務の公正を確保 し、職の信用を保持するための規制措置です。許可される場合の主な例として次のものがあります。

- ・部課長等が、市の出資法人の非常勤取締役に無報酬で就任する場合
- ・職員が居住地区等の消防団員として、消火・水防業務等に従事する場合

また、令和2年度から新たに創出された会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員が営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと、及び報酬を得て事業に従事する場合は、任命権者へ報告をする必要があります。

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法の規定により、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、職員は、勤務中、職務に専 念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがありま す。

- ・研修を受ける場合
- ・国、他の地方公共団体、学校その他公共的団体から依頼を受けて講演又は講義をする場合

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の規定により、地方公共団体においては職員の退職管理に関する事項を条例等で定め、適正な管理 を行うこととされています。

山形市においては、市条例及び規則を制定し、元職員による働きかけの規制等、適正な退職管理の取組を行っています。

職員の再就職の状況(令和6年7月1日~令和7年6月30日)

区公	再就職先				
区刀	民間企業等	関係団体	その他		
人数	4人	11人	0人		

※対象者…在職時に課長級以上の職にあり、退職後2年以内の者のうち、営利企業等に再就職した者

9 職員の研修の状況

職員研修の実施状況(主なもの)

研	研修体系主な概要研修の区分		実施数	受講者数	
集合研修	基本研修	職務遂行に必要な知識、 技能、態度等を修得する ために行う階層別研修	新規採用職員研修、一般職員 研修、監督者研修、管理者研 修	18 件	797 人
研 修 	特別研修	より専門的な知識や技能 等を修得するための研修	政策研修、法令研修、実務研 修等	20件	487人
派	派遣研修 専門的な知識や技術等を修得するため、職員を各種研修機 関や団体等に派遣して行う研修		37件	66 人	
	合 計				1,350人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業の概要

共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、厚生会とは山形市職員厚生会をいいます。

ア 保健事業の概要(主なもの)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	定期健康診断、がん検診	市・共済組合
人間ドック	日帰り人間ドック、1泊2日人間ドック、脳ドック	互助会・厚生会
メンタルヘルスケア	ストレスチェック、産業カウンセラー・臨床心理士に よる相談、カウンセラーによる電話及びWeb相談	市・共済組合

イ 給付事業の概要(主なもの)

事項	共済組合	互助会	厚生会
職員が死亡したとき	埋葬料 遺族共済年金	弔慰金	死亡弔慰金
職員が傷病になったとき	療養費・高額療養費・移送 費・一部負担金払戻金 傷病手当金	一部負担金補助金	傷病見舞金
職員が出産したとき	出産費		出産祝金

ウ 厚生会の事業費負担状況

職員一人当たりの掛金額	事業主の公費負担額	事業主の公費負担割合
給料月額×0.2%+500円	5,208千円	職員:事業主 = 1:0.15

(2) 公務災害の状況

	認定件数
公務災害	36 件
通勤災害	6件
合 計	42 件

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行います。

令和5年度末	令和6年度中	令和6年度中処理件数		令和6年度末
係属件数	要求件数	却下	判定	係属件数
0件	0件	0件	0件	0件

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申し立てがあった場合に、これを審査し、不服申し立てに理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示を行います。

令和5年度末	令和6年度中	令和6年度	中処理件数	令和6年度末
係属件数	要求件数	却下	判定	係属件数
0件	0件	0件	0件	0件